

亘理町監査委員告示第 4 号

地方自治法第 199 条第 9 項の規定により定期監査の結果を次のとおり公表する。

平成 27 年 2 月 26 日

亘理町監査委員 齋藤 功

亘理町監査委員 安藤 美重子

記

1 監査の期間及び場所

- 期 間 ① 平成 26 年 5 月 30 日 (金) (公有財産)
② 平成 26 年 10 月 17 日 (金) (震災関連)
③ 平成 26 年 11 月 7 日 (金)
～平成 27 年 2 月 17 日 (火) までの 14 日間
- 場 所 監査委員事務室及び現地、出先機関

2 監査の対象

- ① 【建物取得 (新築)】鉄骨ハウス (浜吉田いちご団地 その 1・その 2)
いちご選果場
ミニライスセンター (吉田 3)
- ② 災害公営住宅 (西木倉集合住宅・中野団地) 建設に係る事業執行状況
について【復興まちづくり課・都市建設課】
荒浜中学校再建に係る事業執行状況について 【学務課・都市建設課】
水産センター建設に係る事業執行状況について 【農林水産課】
わたり温泉鳥の海再開に係る事業執行状況について 【商工観光課】
- ③ 全 14 課、教育委員会、農業委員会事務局及び議会事務局
並びに出先機関
(亘理小学校・吉田小学校・亘理中学校・吉田児童クラブ・吉田西児童館・
学校給食センター・逢隈地区交流センター・働く婦人の家・B & G 海洋
センター・図書館・郷土資料館)

3 監査の目的及び着目点

- ① 平成25年度に取得した公有財産の管理状況について、農林水産課に対し資料の提出を求め、課長および担当者から説明を受け、現地調査を行い適否について監査した。
- ② 平成25年度に執行された震災関連事業のうち完了した事業に対し、各担当課から提出された関係書類等により担当課長及び担当者から説明を受け、現地調査を行い適法・適正に計画的、経済的、合理的かつ効率的に執行されているかについて監査した。
- ③ 『亘理町監査基準』に基づき、各課（局）各施設から提出された監査調書・関係書類帳簿等により担当者から説明を聴取するとともに、事務事業及び経営管理が適法・適正に計画的、経済的、合理的かつ効率的に執行されているかについて監査した。

4 監査の結果と意見

- ① 公有財産の取得については、その執行が目的に沿って適正に執行されており、関係書類及び台帳等は、いずれも適正に整備されていることが認められた。また、管理状況について現地調査を行ったところ、良好に管理されていることが認められた。

<建物新築>

鉄骨ハウス（浜吉田いちご団地 その1・その2）	140,400 m ²
いちご選果場	3,579 m ²
ミニライスセンター（吉田3）	269 m ²

- ② 震災関連事業については、その執行が目的に沿って適正に執行されており、事務の処理及び事業の管理、執行については適法・適正・合理的かつ効率的に実施されているものと認められた。また、管理状況について現地調査を行ったところ、良好に管理されていることが認められた。
- ③ 財務に関する事務の処理及び事業の管理、事務の執行については、適法・適正・合理的かつ効率的に実施されているものと認められた。